

# 相続と相続税の基本

## ＜本日の内容＞

### 1. 法改正で課税対象が大幅拡大

### 2. 相続人の範囲は意外と広い

- ・ 法定相続人の順位
- ・ 被相続人が再婚した場合
- ・ 代襲相続とは

### 3. 法定相続分の正しい理解

- ・ 遺言と法定相続分の関係
- ・ 法定相続分
- ・ 特別受益
- ・ 相続人の3つの選択
- ・ 遺留分
- ・ 成年後見制度
- ・ 2つの後見制度
- ・ 遺言の3つの形式

### 4. 相続税と生前贈与

- ・ 相続税の速算表
- ・ 贈与税の速算表
- ・ 相続税の申告期限
- ・ 贈与／遺贈
- ・ 贈与税
- ・ 生前贈与加算
- ・ 贈与税の特例
- ・ 配偶者控除
- ・ 節税のしくみの有効活用
- ・ 高齢になった時の財産管理
- ・ 相続手続きの流れ

# 1. 法改正で課税対象が大幅拡大

2015年 相続税の基礎控除額が引き下げ（増税）

【引下げ前】

$5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$



【引下げ後】

$3000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

【課税対象者】 引下げ前：4.4%



引下げ後：8%（12人に1人）

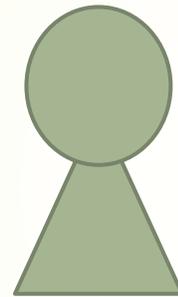
東京都内では16.2%（6人に1人）

# 節税制度の賢い活用が大切

- 納税は国民としての大切な義務。違法に税金を免れることは許されない
- 一方で国は相続税を軽減するための節税のしくみを多数用意してくれている
- それは資産を次の世代に繋げていくための一種の福祉
- 我々国民はその制度を賢く利用すべき

## 2. 相続人の範囲は意外と広い

相続とは、死亡した人の財産を  
残された家族に引き継ぐこと

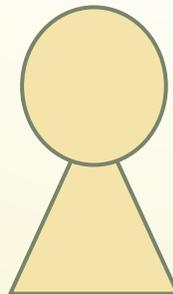


死亡

被相続人

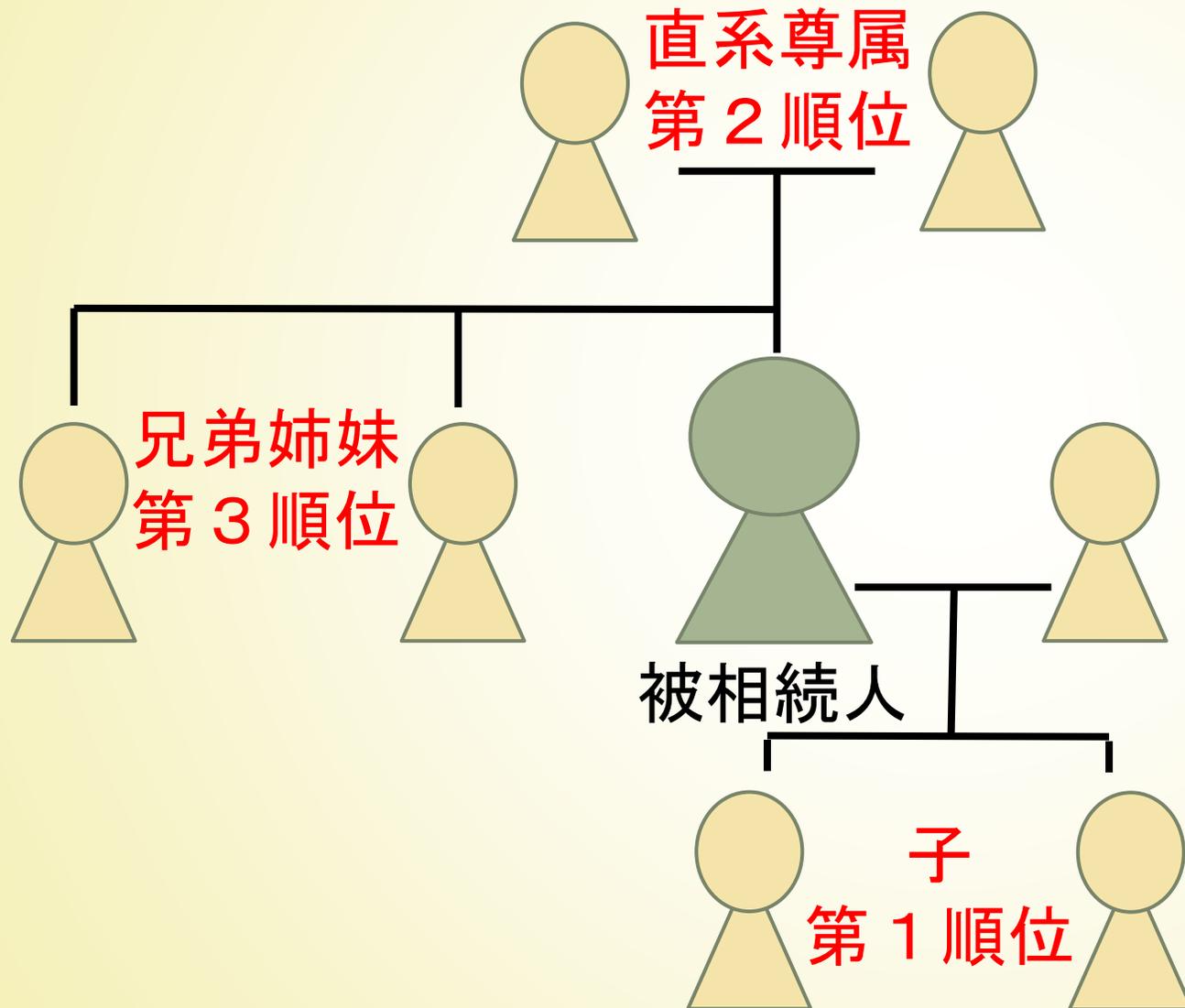


財産の引き継ぎ



相続人

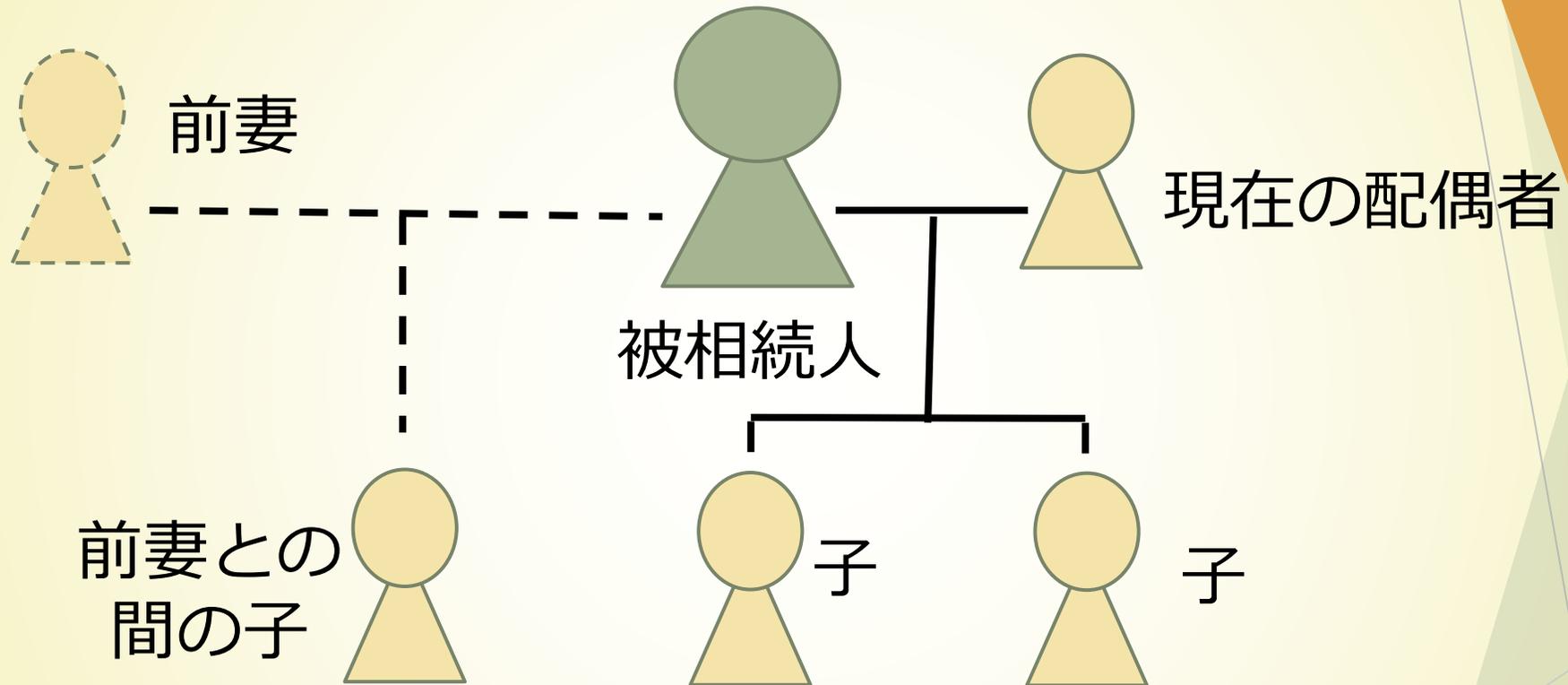
# 法定相続人の順位



配偶者は  
常に相続人となる

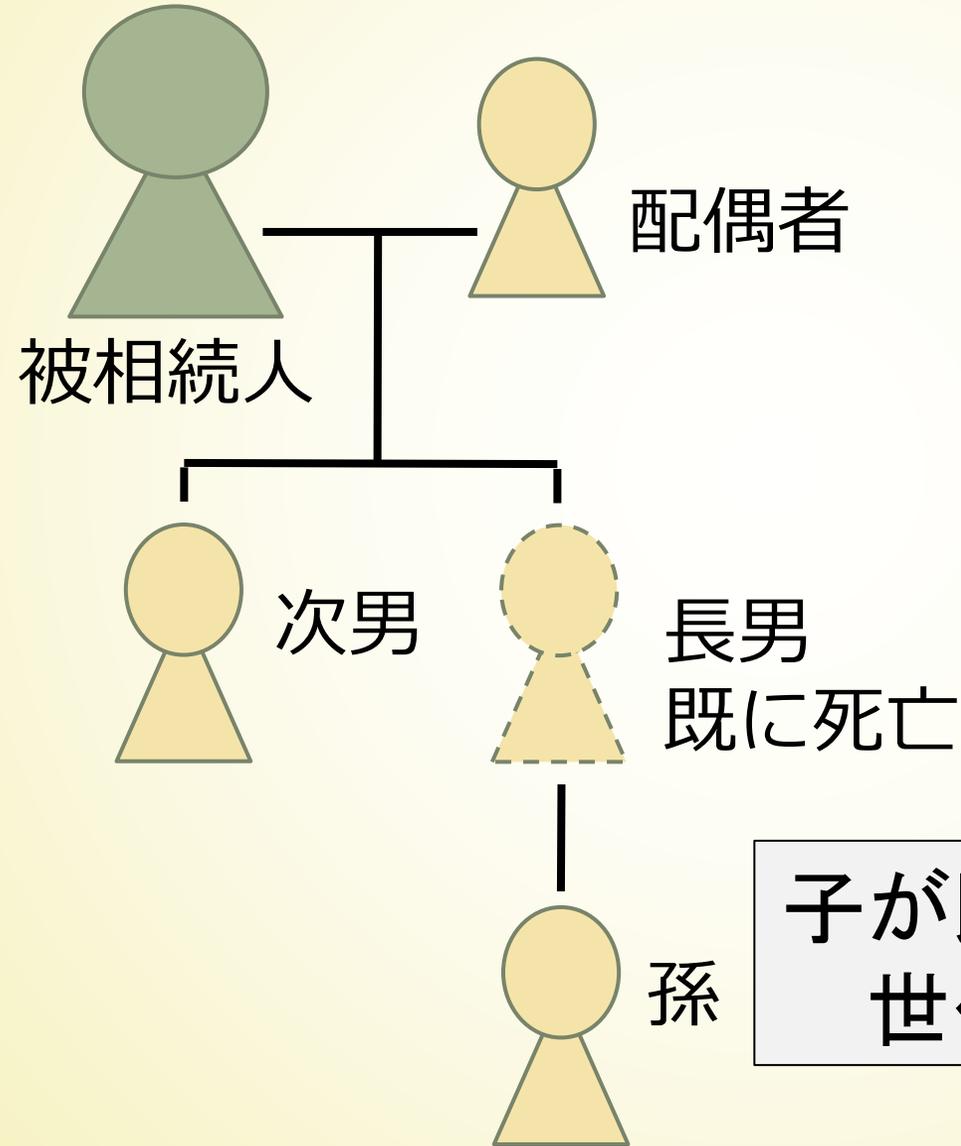
上の順位者がいない場合に、次の順位者に相続権が移る

# 被相続人が再婚した場合



前妻には相続権なし。  
前妻との間の子には相続権あり。(子は皆、平等の相続分)

# 代襲相続とは



子が既に死亡している場合には  
世代を超えて孫が相続する

### 3. 法定相続分の正しい理解

#### 遺言と法定相続分の関係

- 相続分は遺言で指定することができる
- ただし、遺留分を侵害すると遺留分侵害額請求権が発生する
- 遺言での指定がない場合には法定相続分が適用される
- 遺産分割協議で全員が合意すれば、法定相続分と異なる分割もできる。

# 法定相続分

配偶者と子供が相続人の場合

配偶者：2分の1      子供：2分の1

配偶者と父母が相続人の場合

配偶者：3分の2      父母：3分の1

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者：4分の3      兄弟姉妹：4分の1

(同順位者が複数いる場合には按分する)

# 特別受益

相続人：長男、次男の2人

遺産：8000万円

長男への生前の贈与：2000万円（特別受益）



$8000\text{万円} + 2000\text{万円} = 1\text{億円}$ （2000万円の持ち戻し）

$1\text{億円} \div 2 = 5000\text{万円}$

次男の相続分：5000万円

長男の相続分： $5000\text{万円} - 2000\text{万円} = 3000\text{万円}$

# 相続人の3つの選択

## 1. 単純承認

- ・ プラスの資産もマイナスの負債も全て相続する

## 2. 限定承認

- ・ プラスの資産の範囲内で、マイナスの負債を相続する
- ・ 相続人全員で家庭裁判所に申述する必要あり

## 3. 相続の放棄

- ・ プラスの資産もマイナスの負債も全て相続しない
- ・ 各相続人が単独で家庭裁判所に申述する

被相続人が死亡したことを知った日から3ヶ月以内に限定承認又は相続の放棄をしない場合には、単純承認したものとみなされる

# 遺留分

- ・遺留分とは民法で定められた法定相続人の最低限の遺産取得割合のこと
- ・本来、被相続人は自由に相続や遺贈を決めることができるのが原則
- ・しかし、残された家族の生活のために活用される財産でもある
- ・そこで遺留分を侵害された人は、遺留分侵害額請求権を行使できる

相続人	遺留分の割合
<ul style="list-style-type: none"><li>・配偶者のみ</li><li>・子供のみ</li><li>・配偶者と子供</li><li>・配偶者と直系尊属</li></ul>	法定相続分の2分の1
<ul style="list-style-type: none"><li>・直系尊属のみ</li></ul>	法定相続分の3分の1
<ul style="list-style-type: none"><li>・兄弟姉妹</li></ul>	なし

# 成年後見制度

- 認知症などで財産管理ができなくなった場合
- このような人々が不利益を被ることがないように保護する制度
- 後見人が代わって財産管理をしたり法律行為の同意を与えたりする制度
- 法定後見制度と任意後見制度の2つがある

## 2つの後見制度

### 【法定後見制度】

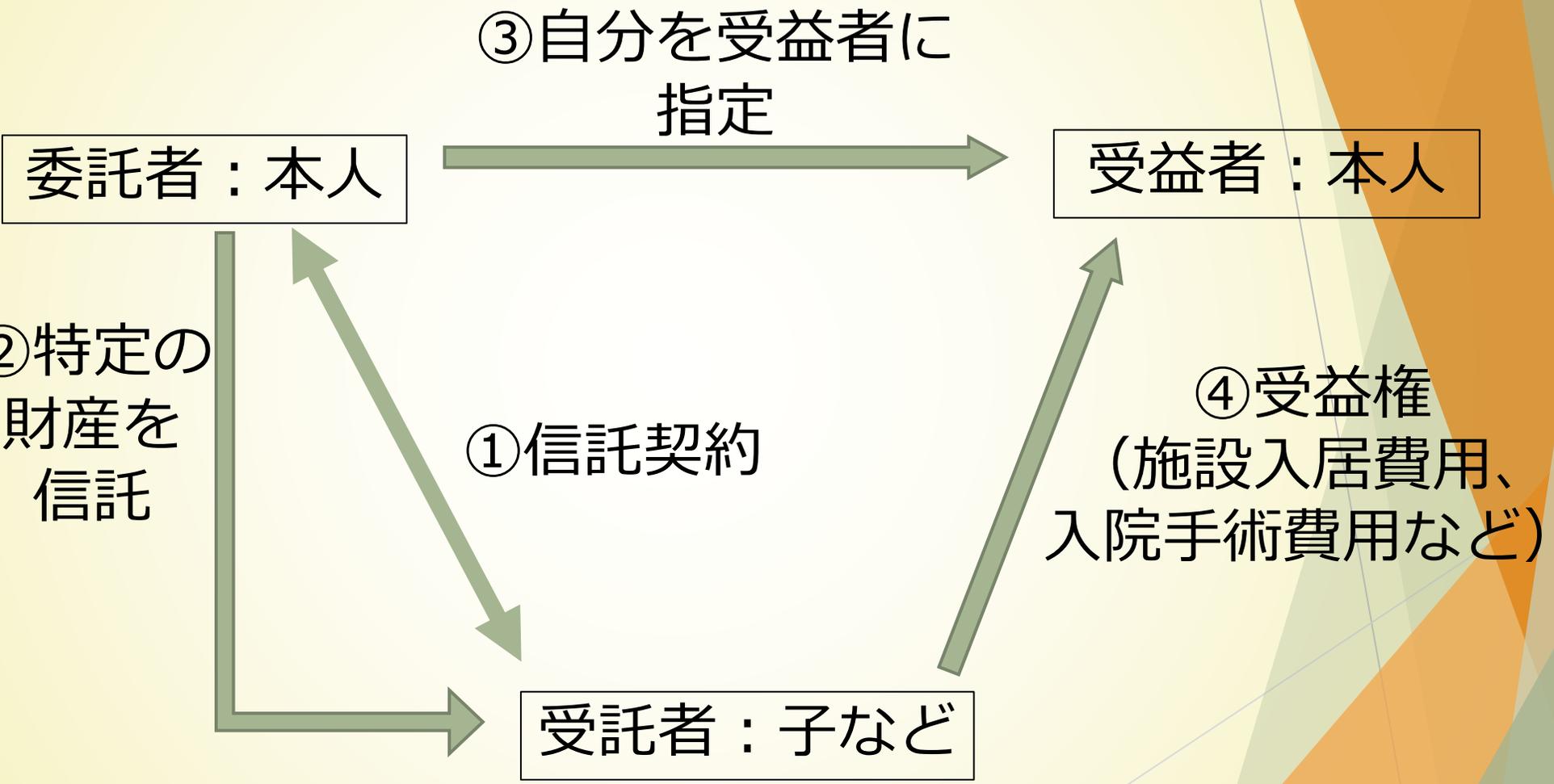
- ・ 判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つがある
- ・ 家庭裁判所が、後見人、保佐人、補助人を選任する

### 【任意後見制度】

- ・ 判断能力が衰える前に、本人が予め後見人を選び、任意後見契約を締結する

- ☛ 法定後見制度では、後見人は裁判所によって選任されるため全く見知らぬ人が選任される
- ☛ 任意後見制度では、自分の見知った人を後見人にすることができる
- ☛ 後見監督人が選任され、後見人の不正を防止するしくみがある。

# 「家族信託」とは



# 遺言の3つの形式

## 1. 自筆証書遺言

- ・遺言者が全文を自分で手書きする
- ・財産目録はパソコンで作成することが可能
- ・相続発生後、裁判所の検認が必要
- ・法務局保管制度があり、この場合は検認は不要

## 2. 公正証書遺言

- ・遺言者が口述したものを公証人が筆記する
- ・証人が必要
- ・裁判所の検認は不要

## 3. 秘密証書遺言

- ・遺言の内容を知られたくない場合に行う
- ・署名、押印、封印後、公証人が日付等を記入（証人が必要）
- ・相続発生後、裁判所の検認が必要

## 4. 相続税と生前贈与

### 相続税の速算表

法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

# 贈与税の速算表

＜特例贈与財産用＞ 直系尊属から18才以上の子や孫へ贈与した場合

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

＜一般贈与財産用＞

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

# 相続税の申告期限

- 相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内
- 被相続人の住所地の税務署に申告書を提出する
- 遅れると延滞税、無申告加算税が課される
- 仮装や隠ぺいなどの場合は重加算税が課される
- 悪質な場合は逮捕もある



適正な申告をすることが必要です

## 贈与

- ・ 贈与は、贈与者と受贈者との契約によって成立する
- ・ 口頭での贈与は、未履行部分については撤回できる
- ・ 書面で行った贈与は、一方的には撤回できない

## 遺贈

- ・ 遺贈は、被相続人の遺言によって財産を譲り渡すこと

# 贈与税

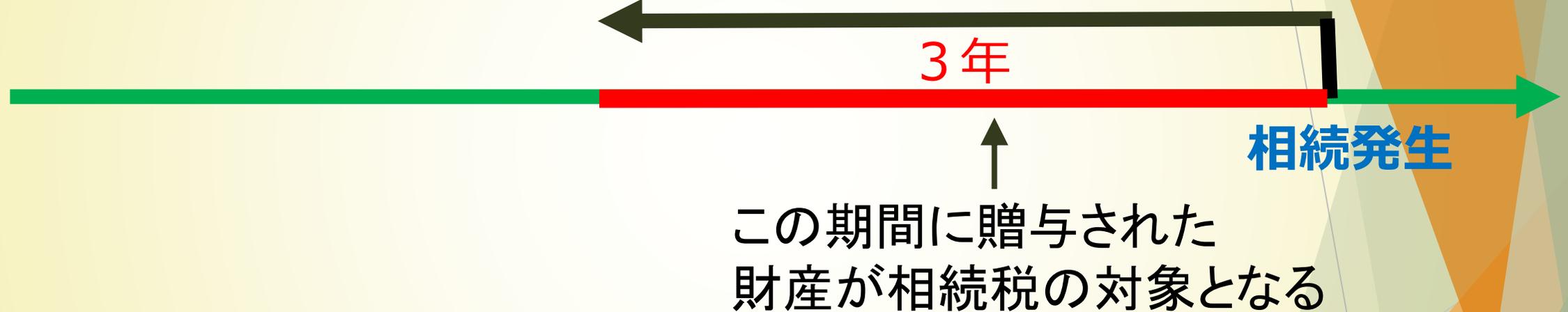
- 1月～12月の1年間に行われた贈与の合計額をもとに計算する  
（複数人から受けた場合はその合計額。「暦年贈与」という）
- 贈与を受けた人が申告する（翌年の2月1日から3月15日）
- 暦年贈与は基礎控除額110万円以下の場合は申告不要  
（ただし、相続開始前3年間さかのぼって**生前贈与加算**される。）
- 贈与税の非課税制度を利用する場合には、納付税額が0円でも申告が必要（非課税制度：配偶者控除、相続時精算課税制度、住宅取得資金贈与）
- **贈与税基礎控除の利用が最も基本的な相続税の節税対策**

# 生前贈与加算

対象者：相続・遺贈により財産を取得した者

対象財産の範囲：相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産

制度の目的：駆け込みの防止



## 【令和5年度の税制改正】

3年の加算期間が令和10年の相続開始から、相続開始前4年となり、毎年1年ずつ増え、令和13年以降は相続開始前7年となる。

# 贈与税の特例

1. 配偶者控除
2. 相続時精算課税制度
3. 住宅取得資金贈与の非課税制度
4. 教育資金一括贈与の非課税制度
5. 結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度

- 特例を活用することにより、さらに有効な節税が可能
- ただし人生100年時代を迎えるので、親世代の今後のライフイベントも考慮したファイナンシャルプランニングを行なった上での贈与計画を立てることが必要
- また生前贈与によって子供世代間の争いに発展しないように注意することが何よりも大切

# 配偶者控除

- 婚姻期間が20年以上の夫婦であること
- 居住用不動産または居住用不動産を取得するための資金の贈与であること
- 贈与の年の翌年3月15日までに受贈者が取得した居住用不動産に住んでおり、その後も住み続ける見込みであること



- 基礎控除110万円の他に2000万円まで控除が受けられる
- 同じ配偶者の間では一生に1回のみ

# 節税のしくみの有効活用

- 夫婦間で資産状況を共有し、早期から計画的な節税対策を行う
- 夫婦の片方に偏らない資産の持ち方をする
- 夫婦2人の基礎控除を有効活用する  
(子供が2人の場合、きちんと対策をすれば9000万円まで無税で引き継げる)  
 $(3000万+600万 \times 3人) + (3000万+600万 \times 2人) = 9000万$
- 各種節税制度を賢く利用する

# 高齢になった時の財産管理

＜認知症になった時のための財産管理の備え＞

本人の財産の契約や管理は、家族であってもできない。

- ・ 預金に関する手続き
- ・ 重要な財産の処分
- ・ 詐欺などの被害に遭わない



「任意後見契約」などにより財産管理を託す。

# 相続手続きの流れ



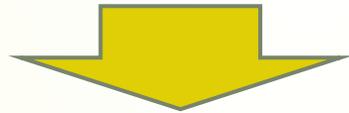
期限は意外と早く来る。素早く行動することが大切。

# 法定相続情報証明制度

相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）と、戸籍謄本等を登記所に提出し、登記官の認証を得る制度。

無料で行うことができる。

不動産の相続登記、銀行預金の相続手続きなどが簡素化される。



被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本を集めなければならない。

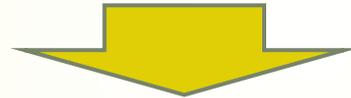
自分の戸籍をあらかじめ全て取っておくと、子供たちの手続きがスムーズに進む。

# まとめ①

## <相続対策>

相続が家族間の争いの種になることを避ける

- ・ 争いの原因は親が作っていることがほとんど  
(不公平な生前贈与など)
- ・ 親はルールを知って、公平な相続を行うべき



## 親は遺言書を残すこと

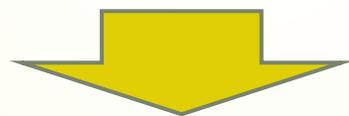
- ・ 家族に自分の意思を伝えた上で、遺言書に書く
- ・ ただし、遺留分を侵害しない
- ・ 厳格な様式を守り有効な遺言書にする
- ・ 遺言執行者を選任しておくこと、相続がスムーズにできる
- ・ 遺言書がない場合、遺産分割協議書の作成が必要になる

## まとめ②

### <認知症対策>

本人の大切な財産を守るための手段

- ・ 定期預金の解約や預金の引き出し
- ・ 施設入居の契約
- ・ 不動産などの売却
- ・ 犯罪からの保護等



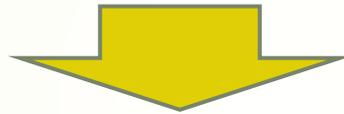
**任意後見契約又は家族信託**

家族や信頼できる人に財産管理を託す

## まとめ③

### <相続税対策>

子供や孫たちのために少しでも多く残すために  
計画的な節税対策を考えることが重要



- ステップ1：自分たち夫婦のファイナンシャルプランニング  
（余生資金計画）を立てる
- ステップ2：節税対策の必要性を判断する
- ステップ3：具体的な節税対策を立てる

# 当事務所のサービス

- ・ 遺言書の作成
- ・ 任意後見契約、家族信託手続き
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 相続手続き全般のサポート
- ・ 事業承継のサポート
- ・ ファイナンシャルプランニング
- ・ 相続税対策のコンサルタント

ご清聴ありがとうございました。

# 講師紹介

パナソニックにて海外事業を経験後、法務部門に異動。  
事業場法務責任者を歴任。事業契約交渉、会社設立、ガバナンス等各種企業法務の実績を積む。現在、相続・事業承継専門行政書士として、東京都町田市において「FP・行政書士 小山内総合法務事務所」を運営。遺言書作成、遺言執行、相続手続き、成年後見、節税対策コンサルティング、事業承継等各種代行・支援業務を行う。

保有資格：行政書士、ファイナンシャルプランナー、  
ビジネス法務エグゼクティブ

著書：「お金と法律の専門家に学ぶ家族から喜ばれる相続の極意」  
(Kindle版)

事務所ホームページ：<http://osanai-houmu.com/>

Mail：[osanai.kazue8@gmail.com](mailto:osanai.kazue8@gmail.com)

電話：042-773-3823

